

仕様書（案）

1 件名

大田区地域防災計画改訂作業等業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 会社保有資格・実績

会社保有資格・実績は、以下の（1）または（2）の資格の業務経験を有する者とする。なお、落札後速やかに、各証明書の写しを区に提出し、確認を受けるものとする。

- （1）JIS Q 27001（ISO27001：情報セキュリティマネジメントシステム）
- （2）JIS Q 15001（プライバシーマーク）

4 配置技術者

本業務の実施に当たり、主任技術者、照査技術者を定めるものとし、業務の性質上、次に定める要件を満たすものとする。なお、落札後速やかに証明書類として資格証の写し、契約書等の写しを区に提出し、確認を受けるものとする。

（1）主任技術者

配置予定技術者は、以下の要件を満たしていることを条件とする。

- ア 資格：技術士（建設部門：都市及び地方計画、または河川、砂防及び海岸・海洋）又はRCCM（都市計画及び地方計画、または河川、砂防及び海岸・海洋）
- イ 実績：特別区、政令市、または人口規模10万人以上の地方公共団体における地域防災計画改定業務の実務経験（過去5年以内）

（2）照査技術者

配置予定技術者は、以下の要件を満たしていることを条件とする。

- ア 資格：技術士（建設部門：都市及び地方計画、または河川、砂防及び海岸・海洋）又はRCCM（都市計画及び地方計画、または河川、砂防及び海岸・海洋）、かつ空間情報総括監理技術者
- イ 実績：特別区、政令市、または人口規模10万人以上の地方公共団体における地域防災計画改定業務の実務経験（過去5年以内）

また配置予定技術者の雇用関係を確認できる資料として、以下の①から④のいずれかの資料を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

- ① 住民税特別徴収税額通知書
- ② 厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
- ③ 有効期限内の健康保険証の写し
- ④ その他雇用関係を証明する資料

5 業務内容

(1) 計画準備

受託者は、業務の手法及び工程等を検討して実施計画書を作成し、区に提出する。

(2) 関連資料の収集・整理

区から貸与される次の資料のほか、国や都の指針等の修正に必要な資料を収集し、整理する。

- ア 改訂概要データ（改訂項目は別表1を参照）
- イ 区各部、各関係機関からの修正データ
- ウ その他、改定に必要と認められる資料

(3) 大田区地域防災計画（令和8年度修正）改訂素案及び修正案の作成

区が予定している改訂項目（別表2）のほかに区の防災対策として改訂すべき項目を選定する。ただし、選定した項目について、区各部、各関係機関からの修正データと関連のある内容であった場合は、その内容を加味した上で、区、関係機関と協議の上、改訂内容を調整する。また、それらの項目の改訂内容を作成し、区と協議の上、素案に反映する。

その他、（2）で収集、整理した資料、（4）の意見照会・ヒアリング、（5）の防災会議の結果や東京都の事前協議の内容、パブリックコメント等を素案に反映し、整合性の点検、誤記等の校正をした上で区に修正案を提出する。素案、修正案作成に当たって疑義が生じた場合は隨時区に確認する。

(4) 意見照会・ヒアリング支援

地域防災計画改訂素案に対する関係部局や関係機関への意見照会について、意見への回答案の作成等を行う。また、関係部局へヒアリングを行う際は、必要に応じて同席し、意見の記録、整理及び素案への反映を行う。関係部局（12部局）のヒアリング回数は、2回程度とする。

（5）防災会議の支援

大田区防災会議（2回を予定）の審議資料の作成、会議への同席、質疑応答の補助、議事要旨の作成を行う。また、審議結果の地域防災計画改訂素案への反映を行う。

（6）新旧対照表の作成

（3）で作成した地域防災計画改定素案と現行計画を対比し、変更箇所を表示した新旧対照表を作成する。原稿サイズはA4横とし、改訂箇所の掲載原稿は単に改訂箇所を記載するのではなく、文書の前後関係が判る内容とする。また、元データとの変更点は下線や網掛けにより判りやすく表示する。校正回数は、2回程度とし、校正が完了次第、担当係員に電子データで提供する。

（7）大田区地域防災計画（令和8年度修正）概要版の作成

（3）で作成した大田区地域防災計画改訂素案を簡潔にまとめた概要版を、令和4年の要約版を参考に作成する。また、写真、イラスト等は、区が著作権を有するもの又は著作権フリーのものを使用するが、必要に応じて新たに作成する。概要版は、第2回防災会議用と公表用の2段階で作成し、適宜納品する。概要版のページ数は、30ページ程とする。

6 適用法令等

本業務の成果は、災害対策に関する次の法令、指針等に準拠したものとする。

（1）法律

- ・災害対策基本法
- ・災害救助法
- ・水防法
- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- ・大規模災害からの復興に関する法律
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ・その他関係法令

（2）国の計画等

- ・防災基本計画
- ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画
- ・南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画

- ・大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き
- ・地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン
- ・市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き
- ・男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン
- ・避難情報に関するガイドライン
- ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
- ・避難所運営ガイドライン
- ・避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン
- ・その他関係計画等

(3) 東京都等の計画等

- ・TOKYO 強靭化プロジェクト
- ・東京都地域防災計画
- ・東京都業務継続計画
- ・東京都災害時受援応援計画
- ・東京都災害時区市町村受援応援体制ガイドライン
- ・東京都防災対応指針
- ・東京都震災復興マニュアル 復興施策編
- ・東京都水防計画
- ・東京都避難所運営指針
- ・その他関係計画等

(4) 委託者の計画等

- ・大田区基本構想
- ・大田区国土強靭化地域計画
- ・大田区業務継続計画（震災編）
- ・大田区復興事前方針
- ・大田区高台まちづくり基本方針
- ・大田区災害廃棄物処理計画
- ・大田区が定める関連条例、規則、計画等

7 打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間時（2回）、完了時（計4回を想定）に行うものとする。その都度打合せ記録簿を作成し、打合せ参加者の確認を得るものとする。

8 成果品

本業務の成果品、納期は以下のとおりとする。

- (1) 大田区地域防災計画改訂原稿データ (Word、Excel、PDF) 各 CD-R 2 枚
 - 1回目 (令和8年8月31日) 意見照会・ヒアリング用
 - 2回目 (令和8年11月9日) 第1回防災会議用素案
都事前協議・パブリックコメント用
 - 3回目 (令和9年3月15日) 第2回防災会議用修正案
- (2) 新旧対照表データ (Word、Excel、PDF) 各 CD-R 2 枚
 - 1回目 (令和8年11月9日) 第1回防災会議用素案
都事前協議・パブリックコメント用
 - 2回目 (令和9年3月15日) 第2回防災会議用修正案
- (3) 大田区地域防災計画概要版データ (Word、Excel、PDF) 各 CD-R 2 枚
 - 1回目 (令和9年3月19日) 第2回防災会議用
 - 2回目 (令和9年3月31日) 公表用案
- (4) 大田区地域防災計画概要版 (冊子)
 - 1回目 (令和9年3月19日) 第2回防災会議用 200 部

9 納入場所

大田区役所総務部防災危機管理課

10 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

11 その他

- (1) 納品に当たり、受託者の錯誤等による契約内容に適さない箇所があった場合には、本業務終了後といえども、本区の申出に基づき、速やかに訂正をしなければならない。なお、これに要する費用は、すべて受託者の費用とする。
- (2) 受託者は、受託業務を遂行するにあたって個人情報保護を図るとともに、個人情報に関する書類の紛失や盗難等、情報の管理には十分注意すること。
- (3) 成果物等の著作権及び版権は、区に帰属するものとする。
- (4) 調査資料及び成果物の内容等については、区の承認を得ないで公表、貸与、使用することはできないものとする。
- (5) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (6) 受託者は、雇用者の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。

- (7) 電子ファイルの提出に際しては、コンピューターウィルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施すること。
- (8) 仕様に疑義が生じた場合には、区と協議すること。

別表1 概要データの項目一覧

該当箇所	項目	検討成果等（概要データ提供）	備考
第1部 第3編 第1章	公助<区>の組織と役割	「災害対本部事務局の編成・配置」検討成果	
第2部 第5編	避難対策	「補完避難所運営体制」、「避難所環境の改善及び在宅避難支援体制」検討成果	「第5編」記述体系見直し
第2部 第8編	物資備蓄・調達対策と輸送ネットワークの確保	「災害時物流最適化計画」概要	「第8編」タイトル・記述体系見直し
第2部 第10編	帰宅困難者対策	「帰宅困難者対策」検討成果	「第10編」記述体系見直し
第2部 第13編 第4節	行方不明者の搜索・遺体の検視・検索・身元確認	「遺体の取扱い」検討成果	「第4節」タイトル・記述体系見直し
第6部 第3編 第4章	災害応急・復旧対策計画	「富士山大規模噴火時の降灰対策」検討成果	「第6部」タイトル・記述体系・内容見直し

別表2 改訂予定の項目一覧

該当箇所	項目	備考
第2部 第7編	受援計画	「第7編」記述体系・内容等全面見直し
第2部 第10編	帰宅困難者対策	別表1に加えて、「第10編」記述体系・内容全面見直し
第6部	火山対策計画	別表1に加えて、「第6部」タイトル・記述体系・内容全面見直し